

定 款

寿スピリツ株式会社

寿スピリッツ株式会社 定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、寿スピリッツ株式会社と称する。

② 英文では Kotobuki Spirits Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理

- ① 菓子の製造および販売
- ② 観光みやげ品の製造および販売
- ③ 農産加工品の製造および販売
- ④ 畜産加工品の製造および販売
- ⑤ 水産加工品の製造および販売
- ⑥ 調味料の製造および販売
- ⑦ 無農薬、有機肥料使用等による食品の製造および販売、ならびに情報、ノウハウの提供
- ⑧ 酒類の販売
- ⑨ 食堂および喫茶店の経営
- ⑩ 不動産賃貸業
- ⑪ 以上に附帯関連する業務

(2) 不動産賃貸業

(3) 前各号に附帯関連する業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を米子市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、9,120 万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、取締役会決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、單元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する手続きおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第 12 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。
- ② 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議をもって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

- 第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に隨時これを招集する。

(招集権者および議長)

- 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

- 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することのできる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第 20 条 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議をもって取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議をもって取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議をもって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 27 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第 28 条 監査等委員会は、その決議をもって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 29 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当金および基準日)

第 30 条 当会社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当金および基準日)

第 31 条 当会社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 32 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- ① 当会社は、第 64 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。
- ② 第 64 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項に定める社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 29 条第 2 項の定めるところによる。

平成	元年	6月23日	改	訂
平成	3年	6月28日	改	訂
平成	4年	6月29日	改	訂
平成	6年	7月 1日	改	訂
平成	7年	6月29日	改	訂
平成	10年	6月26日	改	訂
平成	14年	6月26日	改	訂
平成	15年	6月26日	改	訂
平成	16年	6月29日	改	訂
平成	17年	9月 1日	改	訂
平成	18年	6月28日	改	訂
平成	21年	6月25日	改	訂
平成	22年	4月 1日	改	訂
平成	24年	6月26日	改	訂
平成	28年	4月 1日	改	訂
平成	28年	6月28日	改	訂
令和	4年	6月24日	改	訂
令和	5年	3月 2日	改	訂